

改正

平成26年3月25日教委規則第4号

平成30年11月13日教委規則第1号

平成31年3月20日教委規則第1号

令和2年8月12日教委規則第6号

令和6年3月27日教委規則第3号

蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例（平成22年蕨市条例第10号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、蕨市立文化ホールくるる（以下「文化ホール」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用等の許可手続)

第2条 条例第8条第1項の規定による使用の許可を受けようとする者は、当該許可に係る施設等の使用の区分に応じ、次項及び第3項に掲げる期間内に蕨市立文化ホールくるる使用申請書（施設）（様式第1号。以下「施設申請書」という。）及び蕨市立文化ホールくるる使用申請書（設備）（様式第1号の2。以下「設備申請書」という。）を蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 多目的ホール、楽屋及び会議室の使用の申請は、月の初日から起算して、7か月以内の使用に限るものとする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

3 施設申請書及び設備申請書の提出期限は、多目的ホール、楽屋及び会議室を使用しようとする日の1か月前までとする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

4 使用又は変更の許可は、蕨市立文化ホールくるる使用許可書（施設）（様式第2号。以下「施設許可書」という。）及び蕨市立文化ホールくるる使用許可書（設備）（様式第2号の2。以下「設備許可書」という。）を交付して行うものとする。

(特別の設備等の許可)

第3条 条例第8条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が文化ホールに特別の設備をし、又は備付の物品以外の物品を使用する場合は、事前に教育委員会の許

可を受けなければならない。

(使用料の納付)

第4条 使用者は、施設許可書及び設備許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。

ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

(附属設備の使用料)

第5条 条例第10条第1項の規定に基づく附属設備の使用料は、別表第1のとおりとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条第2項に規定する公益上必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

(1) 蕨市又は教育委員会が主催する事業を行うために使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、蕨市立文化ホールくるる使用料減免申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者指定申請書)

第7条 条例第17条第2項の申請書の様式は、蕨市立文化ホールくるる指定管理者指定申請書(様式第4号)のとおりとする。

(指定管理者の公表等)

第8条 教育委員会は、条例第17条第5項の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

4 第1項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は条例第16条各号に掲げる業務の停止について準用する。

(利用料金の承認申請)

第9条 指定管理者は、条例第21条第2項の規定により利用料金について教育委員会の承認を受けようとするときは、蕨市立文化ホールくるる利用料金承認申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(入館の禁止等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、入館を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 伝染性の疾患者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をするおそれのある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化ホールの管理に支障を及ぼすと認められる者

(使用者の遵守すべき事項)

第11条 教育委員会は、文化ホールの使用の遵守事項を定め、管理上必要があるときは適宜指示することができる。

(破損の届出等)

第12条 文化ホールの施設等を破損し、又は滅失した者は速やかに教育委員会に届け出てその指示に従わなければならない。

2 教育委員会は、文化ホールの管理運営上必要があると認めたときは現に使用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(販売行為の禁止)

第13条 教育委員会の許可を受けた者を除くほか、文化ホールの入場者を対象とする物品の販売その他これらに類する行為を行ってはならない。

(指定管理者による管理が行われる場合の技術的読替え)

第14条 条例第16条の規定により文化ホールの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、別表第2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例（平成22年蕨市条例第10号）の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成26年3月25日教委規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に受けた使用の許可に係る使用料から適用し、同日前までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月13日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日教委規則第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例施行規則別表第1の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月12日教委規則第6号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日教委規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

附属設備使用料

（多目的ホール、会議室及び楽屋）

種類		単位	使用料
舞台	演台	1 式	830円
	指揮台	1 組	320円
	譜面台	1 本	60円
	椅子	1 脚	60円
	平台	1 枚	180円
	高座用座布団	1 枚	90円
	箱足、中足、高足、木台	各 1 組	90円
	緋(ひ)毛せん	1 枚	90円
	長机	1 台	120円
	黒板・ホワイトボード	各 1 台	320円
	国旗・市旗	各 1 枚	180円
	金屏風(びょうぶ)	1 双	1,880円
照明	サスペンションライト	1 台	180円

	シーリングライト	1 台	180円
	アッパーホリゾントライト	1 列	1,250円
映写機	映像装置	1 式	1,250円
	ビデオカメラ	1 式	1,250円
音響	拡声装置	1 式	1,250円
	ダイナミックマイクロフォン	1 本	760円
	ワイヤレス送受信機	1 チャンネル	2,500円
	卓上マイクスタンド	1 台	90円
	床上マイクスタンド	1 台	180円
	ステージスピーカー	1 台	950円
ピアノ	ピアノ	1 台	2,080円

備考

- 1 持込電気器具は、1 台につき、1 KWまで180円とし、1 KWを超えるものは、1 KWにつき180円を加算した額とする。
- 2 カラー照明は、含まない。
- 3 映像装置及び拡声装置は、ソフトを含まない。
- 4 ピアノは、調律料を含まない。
- 5 この表による使用料は、条例別表第 1 に定める午前、午後及び夜間におけるそれぞれの使用をそれぞれ 1 回として計算する。

別表第 2（第14条関係）

読み替える規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条の見出し	使用	利用
第 2 条第 1 項	使用の	利用の
	蔵市立文化ホールくるる使用申請書（施設）	蔵市立文化ホールくるる利用申請書（施設）
	蔵市立文化ホールくるる使用申請書（設備）	蔵市立文化ホールくるる利用申請書（設備）
	蔵市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	条例第16条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」

		という。)
第2条第2項及び第3項	使用	利用
	蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	条例第16条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）
第2条第4項	使用又は	利用又は
	蕨市立文化ホールくるる使用許可書（施設）	蕨市立文化ホールくるる利用許可書（施設）
	蕨市立文化ホールくるる使用許可書（設備）	蕨市立文化ホールくるる利用許可書（設備）
第3条	使用の	利用の
	使用者	利用者
	を使用	を利用
	教育委員会	指定管理者
第4条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
	使用者	利用者
	教育委員会が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。	指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。
第5条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
第10条	教育委員会	指定管理者
第11条の見出し	使用者	利用者
第11条	教育委員会	指定管理者
	使用	利用
第12条第1項	教育委員会	指定管理者
第12条第2項	教育委員会	教育委員会又は指定管理者
	使用	利用
第13条	教育委員会	指定管理者

別表第 1	使用料	利用料金
	使用を	利用を
様式第 1 号	蔵市立文化ホールくるる使用申請書（施設）	蔵市立文化ホールくるる利用申請書（施設）
	蔵市教育委員会	蔵市立文化ホールくるる指定管理者
	使用を	利用を
	使用日	利用日
	使用時間	利用時間
	使用施設	利用施設
	使用条件	利用条件
	使用料	利用料金
様式第 1 号の 2	蔵市立文化ホールくるる使用申請書（設備）	蔵市立文化ホールくるる利用申請書（設備）
	蔵市教育委員会	蔵市立文化ホールくるる指定管理者
	使用を	利用を
	使用日	利用日
	使用条件	利用条件
	使用内訳	利用内訳
	使用料	利用料金
様式第 2 号	蔵市立文化ホールくるる使用許可書（施設）	蔵市立文化ホールくるる利用許可書（施設）
	蔵市教育委員会	蔵市立文化ホールくるる指定管理者
	使用を	利用を
	使用日	利用日
	使用時間	利用時間
	使用施設	利用施設

	使用条件	利用条件
	使用料	利用料金
様式第 2 号の 2	蕨市立文化ホールくるる使用許可書（設備）	蕨市立文化ホールくるる利用許可書（設備）
	蕨市教育委員会	蕨市立文化ホールくるる指定管理者
	使用を	利用を
	使用日	利用日
	使用条件	利用条件
	使用内訳	利用内訳
	使用料	利用料金

様式第 1 号（第 2 条関係）

蕨市立文化ホールくるる使用申請書（施設）

蕨市教育委員会あて

申請者 住所
氏名

責任者 住所
氏名
電話

以下のとおり施設の使用を申請します。

使用日 使用時間	使 用 施 設 行 事 名	使 用 条 件 人数（人）	申請 内容	使用料（円）
		使用料合計		

蕨市立文化ホールくるる使用申請書（設備）

以下のとおり設備の使用を申請します。

[illegible]

様式第 2 号（第 2 条関係）
蕨市立文化ホールくるる使用許可書（施設）

様

蕨市教育委員会

印

以下のとおり施設の使用を許可します。

使用日 使用時間	使 用 施 設 行 事 名	使 用 条 件 人数（人）	申請 内容	使用料（円）
		使用料合計		

様式第2号の2（第2条関係）

蕨市立文化ホールくるる使用許可書（設備）

様

蔵市教育委員会

印

以下のとおり設備の使用を許可します。

[illegible]

様式第3号（第6条関係）

蕨市立文化ホールくるる使用料減免申請書

年 月 日

蕨市教育委員会 あて

住 所

申請者

氏 名

蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり使用料を減免くださるよう申請します。

記

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日
減免を受けようとする者	氏名
	住所
減免を受けようとする施設等	
減免を受けようとする理由	
備 考	

様式第4号（第7条関係）

蕨市立文化ホールくるる指定管理者指定申請書

年 月 日

蕨市教育委員会 あて

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名 印

蕨市立文化ホールくるるの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第5号（第9条関係）

蕨市立文化ホールくるる利用料金承認申請書

年 月 日

蕨市教育委員会 あて

蕨市立文化ホールくるる指定管理者 ㊟

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

利用施設等	利用区分	利用料金（円）	備 考